

岡崎市の公共施設等における新型コロナウイルス感染症拡大予防のガイドライン

1 感染防止のための基本的な考え方

公共施設等を利用する場合において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し感染を予防するためには、施設管理者だけでなく施設の利用者を含むすべての関係者が最大限の対策を講ずることが重要です。

特に密閉空間、密集場所、密接場面の3つの条件のある場面では、感染を拡大させるリスクが高いとされていることから、これらを積極的に避ける等の自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することが必要です。

本ガイドラインは、本市の公共施設等（以下「施設」という。）における基本的な感染予防対策等を規定するものであり、各施設においては本ガイドラインに則して、それぞれの予防策を講じるものとします。なお、本ガイドラインは、今後の知見等により、見直しされる場合があります。

2 特に注意を要する事項等

新型コロナウイルスの主な感染経路は、接触感染と飛沫感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされていることから、それぞれのリスクに応じた対策が必要となります。

また、施設によっては集客を伴うものや市域を越えた移動が想定され、集客に関するリスクや地域における感染状況も留意する必要があります。

(1) 接触感染に関すること

接触感染に関しては、施設において他者と共有する物品や共通して手が触れる場所と頻度を特定し、頻繁に手が触れる部分は、特に注意が必要です。

(2) 飛沫感染に関すること

飛沫感染に関しては、施設内の換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを確認し、注意する必要があります。

(3) 集客に関すること

大規模な集会やイベントは、感染拡大の要因となるため、集会等の人数を制限するなど、人と人との距離を確保する必要があります。

3 感染防止のための具体的な対策

(1) 施設における共通認識

- ・人と人との距離を確保（できるだけ2 mを目安に）します。
- ・施設における感染防止のための入場制限（時間・人数等）を実施します。
- ・施設内の椅子の配置の工夫や数量の制限を行うなど、人と人との間隔を空ける対策を講じます。
- ・入口及び施設内における手指の消毒又は除菌の対策を講じます。

(2) 利用者の安全確保

- ・利用者に事前の健康チェック等を促します。
- ・以下の場合には、入場制限を行います。
 - ア 利用者に症状（発熱、息苦しさ、だるさ、咳又は咽頭痛など）がある場合
 - イ 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している地域への訪問歴がある場合
- ・個人情報の取扱いに留意したうえで、利用者に感染が確認された場合に備えて入場者の確認に努めます。
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒又は除菌の徹底を促します。
- ・貸出しする備品については十分な消毒又は除菌を行います。
- ・パンフレット等の配布物は手渡しで配布しないようにします。
- ・利用者相互の混雑を避け、大声での会話等の自粛を促します。

(3) 職員等の安全確保

- ・職員等は定期的な検温や健康記録を自主的に行うものとし、例えば以下の症状がある場合は、出勤を控え、必要に応じて保健所の帰国者・接触者相談センターに相談するとともに、保健所及び所属長へ報告を行います。
 - ア 高熱があった場合
 - イ 息苦しさ（呼吸困難）
 - ウ 強いだるさがある場合
 - エ 咳・咽頭痛などの症状がある場合
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒又は除菌を徹底して実施します。
- ・衣服や身に付けているものを、こまめに洗濯や消毒又は除菌をします。
- ・出勤体制等については、施設の管理運営に必要な最小限度の人数とするな

ど、業務のローテーションを調整します。

・所属長は、職員等に感染の疑いがある場合には、保健所へ報告を行い、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報を提供します。

(4) 施設等の安全確保

・室内の清掃、消毒又は除菌、換気を徹底的に実施します。

・他者と共有する物品やドアノブなど手が直接触れる場所を最低限にする工夫を行います。頻繁に手が触れる部分については特に留意して消毒又は除菌を実施します。

・対面等の機会を生じる受付等においては、アクリル板や透明ビニールカーテンで仕切る等、飛沫感染を予防します。

・鼻水、唾液などがついたごみ等はビニール袋に入れて密閉します。

・対面での飲食や会話を回避する等の工夫を行います。

・ロビー等の休憩場所では、間隔を置いたスペースを設けたり、椅子等の間引きを行うなどして密を避けるようにします。

・トイレでは、混雑を避けるための工夫をします。また、汚物を流す場合にはふたを閉めて行うことを表示します。

・室内における人と人との距離を意識的に置く等の啓発に努めます。

・差別等の防止を徹底します。

(5) イベント等の開催に当たって特に留意すべきこと

・上記(1)～(4)の対策を徹底します。

・室内イベント等の開催規模は原則 100 人以下とします。

・参加人数を開催する各室の収容定員の原則半分以下にします。

・感染が疑われる者が発生した場合、保健所に連絡し指示を受けます。

4 公共施設等を利用する主催者が講ずる対策

施設においてイベント等を開催する主催者は、上記 1～3 を遵守したうえで、施設管理者と協力してそれぞれの対策を講じるものとします。